

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3272号)

令和7年11月18日

横 情 審 答 申 第 3272 号

令 和 7 年 11 月 18 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年8月19日総人第727号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 平成30年度以降の組織図 (2) 平成30年度以降に栄土木事務所の所長、
副所長、係長に在職した職員（退職者含む）の人事台帳」の不開示決定に対
する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)平成30年度以降の組織図 (2)平成30年度以降に栄土木事務所の所長、副所長、係長に在職した職員（退職者含む）の人事台帳」を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の平成30年度以降の組織図（以下「文書1」という。）及び平成30年度以降に栄土木事務所の所長、副所長、係長に在職した職員（退職者含む）の人事台帳（以下「文書2」という。）の行政文書（文書1及び文書2を総じて以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年4月17日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第17条第3項並びに第7条第2項第1号及び第5号エに該当するため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第17条第3項該当性について

文書1は、横浜市立図書館及び市民情報センターにおいて配架されており、閲覧することが可能であるため、本項で規定する市民の利用に供することを目的として保存している「図書」又は「刊行物」に該当し、条例が適用されないことから、不開示とした。

(2) 条例第7条第2項第1号該当性について

文書2は、人事管理上必要となる職員個人に関する詳細な情報が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる文書である。また、それらの情報が文書全体に渡って一体的に記載されており、部分開示もなじまない、全体として極めてプライバシーとしての性格が強い文書であるため、本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、不開示とした。

(3) 条例第7条第2項第5号エ該当性について

文書2は、人事管理上必要となる職員個人に関する詳細な情報が文書全体に渡つて一体的に記載されており、全体として相互に関連性を有する一体の情報である。当該文書が部分的にも開示されるとなると、人事管理に係る管理項目が明らかになるうえ、人事管理に対する信頼を損ない、職員の入事情報の収集及び管理に著しい支障が生じるおそれがある。したがって、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、開示を求める。
- (2) 文書1については、令和30年（原文ママ）以降の所長・副所長・係長の氏名を開示するように求めている。毎年経営責任職・運営責任職等名簿は発行されており不開示には当たらない。
- (3) 文書2については、所長・副所長・係長の専門分野を開示請求している。例えば土木・造園・一般であり第17条第2項第一号ウ（原文ママ）にあるように職務の遂行に係る情報であり、不開示には当たらない。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市組織図に係る事務及び人事台帳に係る事務について

横浜市では、市の組織を市民に分かりやすく示すため、横浜市組織図を作成し、市のWEBサイトで公開しているほか、横浜市立図書館及び市民情報センターで配架している。

また、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事業務を遂行するため、職員の人事管理上必要となる情報を人事台帳に記録し、一元化して管理している。

- (2) 本件審査請求文書について

ア 文書1は、平成30年度から令和6年度までの横浜市組織図のうち栄区役所に係る組織図であり、栄区の部、課、係ごとの職員数及び係長以上の職員の職氏名並びに係ごとの事務分掌が記載されている。

イ 文書2は、平成30年度以降の栄土木事務所の所長、副所長及び係長の人事台帳（退職者含む。）であり、氏名、職種等が記載されている。

ウ 審査請求書及び反論書の記載から、審査請求人は、文書1の開示及び文書2の

所長、副所長及び係長の専門分野の分かる部分のみの開示を求めていると解されるため、以下検討する。

(3) 条例第17条第3項該当性について

ア 条例第17条第3項では、「この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。」と規定している。

イ 文書1は、横浜市立図書館や市民情報センターに配架されていることから、条例の適用外の文書であると認められる。

(4) 条例第7条第2項第1号該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くと規定している。

イ 実施機関に文書2について確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 審査請求人が求める専門分野の記載部分は、人事台帳の職種欄が該当する。

(イ) 当該職種欄は、法令や慣行で公にしているものではなく、現に公にしているものもない。

ウ 当審査会において、文書2を見分したところ、人事台帳には職種欄があり専門分野に係る情報が記載されていることが認められた。

当該情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。職種は公にされておらず、慣行として知ることができ又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当しない。また、公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報でもないから本号ただし書ウに該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

なお、実施機関は条例第7条第2項第5号エにも該当すると主張するが、上記

のとおりであるから、同号については判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を不開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 經 過

年 月 日	審 査 の 經 過
令 和 6 年 8 月 19 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 10 月 11 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 9 月 30 日 (第15回第五部会)	・審議
令 和 7 年 10 月 28 日 (第16回第五部会)	・審議